

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年10月7日

大阪税関長　日置重人

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の 外 国 貨 物 の 搬 出 期 限	許可失効 年 月 日
株式会社イズミ商会 <small>大阪府大阪市中央区森ノ宮中央2丁目13番35-725号</small>	株式会社イズミ商会 <small>大阪府大阪市住之江区南港東4丁目5番16号</small>	廃業	—	令和7年 9月30日